

公 告

美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務委託について、次のとおり、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年10月5日

福井県知事 石田 嵩人

1 委託業務

(1) 名称

美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務

(2) 内容

- ①美術館、博物館、幾久公園の比較検討資料の作成
- ②比較検討事項に対する県民意見の聴取
- ③美術館・博物館等の持続可能なあり方検討委員会の開催支援

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日(火)まで

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「応募資格」という。)に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。共同企業体を構成して参加する場合においては、代表者となる構成員がすべての応募資格を満たすとともに、それ以外の構成員が次の(2)～(8)の要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1)本業務に係る担当者は下記のいずれかの経験を有すること。

- ・国公立博物館・美術館の新設または改修に関する業務
- ・公共施設の統合や複合化などの効率的な運営について検討した業務

(2)本業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3)福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。

ただし、「4プロポーザル審査の手続き等(4)応募資格認定申請書の提出」時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

(4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(5)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生法手続き開始の申立て、会社

更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(6)福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。

(7)次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ①役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8)失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ②見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④2案以上の企画提案をした場合
- ⑤提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

4 応募要領および仕様書の配布

応募要領および美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)については、次のとおり配布する。

(1)配布期間

令和8年10月5日(月)から令和8年10月20日(火)まで(土日を除く)

(2)配布時間

9時から17時まで(※10月20日は、12時まで)

(3)配布場所

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課(福井市大手 3 丁目 17-1)

TEL: 0776-20-0580/FAX: 0776-20-0661

なお、福井県ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>

5 関係書類の提出

(1)提出期限

応募要領に記載する関係書類の提出期限は次のとおりである。

ア 令和8年10月9日(金)12時まで(必着)

①「現地説明・見学会参加申込書」 ※現地説明会の参加は任意とする

イ 令和8年10月20日(火)12時まで(必着)

①「応募資格認定申請書」

②「応募資格誓約書」

③ 競争入札参加資格通知書の写し

(共同企業体の場合には、以下の書類を提出すること。)

④「共同企業体構成表」

⑤「共同企業体協定書」

ウ 令和8年10月27日(火)17時まで(必着)

①「企画提案書の提出について」

②「企画提案書」

③ スケジュール表

④「費用積算書」

⑤ 本業務に係る実施体制、本業務に係る担当者の経歴調書

⑥ 過去に実施した関連した業務概要

(2)提出先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課(担当:松村、土田)

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1

6 委託先候補者の決定方法

委託先候補者は、企画提案書の提出のあった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、県が設置する選定委員会において審査の上、決定する。

7 審査結果の通知

審査委員会による審査結果については、別途、応募者に対して通知する。

8 その他

(1)提出された書類は返却しない。

(2)この応募に要する経費については、応募者の負担とする。

(3)提出した書類の内容に虚偽の記載がある場合は失格とする。

(4)この公告に掲げるもののほか、必要となる事項は、応募要領によるものとする。